

令和5年度

**第16期第29回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和5年9月19日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年9月19日(火) 午前10時30分から11時18分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 講堂

議題

- 1 議案1 うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について
- 2 議案2 区画漁業(くろまぐろ・真珠・真珠母貝)に係る三重海区漁場計画の変更について
- 3 協議事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について
- 4 協議事項2 和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について
- 5 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について
- 6 報告事項2 定置漁業、区画漁業(藻類養殖業及び貝類養殖業)及び共同漁業の免許について
- 7 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

藤原隆仁

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸
係長 程川和宏
主任 中瀬 優
技師 田代真帆

傍聴者

なし

計 21 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 29 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、藤原職務代理者が欠席で、出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濱田委員と古丸委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 9 月 8 日付け農林水第 24-4160 号で三重県知事から諮問を受けています。

三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同条第 7 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回はうなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置に関しての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

まず、ご報告です。5 月の海区漁業調整委員会で諮問しました、うなぎ稚魚漁業に関連する三重県漁業調整規則の改正については、9 月 8 日付で三重県公報に公布することが出来ました。今後、うなぎ稚魚漁業許可の手続きの準備を進めることとしたいと思います。

本題に入ります。1-2 ページをご覧ください。今回、うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について諮問する理由です。

これまで、当県ではうなぎ稚魚の採捕は特別採捕許可に基づいて行われてきましたが、漁業法の改正に伴い、漁業許可へ移行し、令和 5 年度漁期からは新たに「うなぎ稚魚漁業」としてうなぎの稚魚の採捕を許可することとなりました。

また、規則の規定により、知事が新たに漁業の許可をしようとするときは、漁業種類等の事項に関する制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の基準を委員会の意見を聴いた上で定めて、これらに基づいて許可をする必要があります。今回の諮問では、これらを定めるにあたって、その内容について、皆さまの意見を伺いたいと思います。

まず、これまでの制度について説明します。

1-3 ページをご覧ください。特別採捕許可との比較です。この表は、操業区域、漁業時期、漁業者の数、漁業を営む者の資格についてそれぞれ、左の欄は今回新たに定めよう

としている内容を、右の欄はこれまでの制度の内容を記載したものです。内容についてほとんど変更点はございません。漁業者の数については、特採では特に規定していませんでしたが、実務上は一つの区域毎に原則1者までとしていました。また、漁業を営む者の資格について、養鰻業者を削除していますが、これは近年許可実績がなかったことに加えて、養鰻業者からの許可申請の要望もなかったためです。

1－4ページをご覧ください。今回諮問する内容は、大きく分けて2点あります。

1点目は、規則第12条第3項の規定に基づいて諮問する、制限措置の内容と許可を申請すべき期間です。

2点目は、規則第12条第7項の規定に基づいて諮問する、許可の基準です。これは規則において、申請すべき期間内に許可の申請をした漁業者の数が、公示した漁業者の数を超える場合に、知事は、当該漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めることとされているため、許可の基準の内容について意見を伺うものです。

1点目の制限措置の内容及び申請すべき期間について、1－5ページをご覧ください。

(1) 制限措置の内容について、表の左から漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の数、漁業を営む者の資格を記載しています。漁業種類については、うなぎ稚魚漁業では原則、たも網及びすくい網を用いることとしたいと考えています。内水面の一部地域ではふくろ網の使用を許可していますが、海面における使用実態はないため、今回の諮問では省略させていただきます。操業区域は、これまで特別採捕許可に基づく採捕を行っていた地域に加えて、許可化に伴い一部漁協等から要望のあった区域を追加したいと考えています。共同漁業権の免許番号は、漁業権の一斉切替え後の番号を記載しています。漁業の時期から漁業を営む者の資格の事項については、特採から特に変更しないこととしたいと考えています。

1－7ページの(2) 申請すべき期間について、令和5年度漁期は令和5年11月2日から同年11月22日まで、としたいと考えています。昨年度の許可申請の受付の締切日は11月18日でしたので、おおよそ例年どおりとなっています。

2点目の許可の基準について、1－8ページをご覧ください。申請すべき期間内に申請のあった数が、公示した漁業者の数よりも多かった場合、以下の優先順位を基に許可をするものを定めたいと考えています。すなわち申請者のなかから、採捕したうなぎの稚魚を申請者の構成員等が持つ養殖池に池入れを行う法人が第1位、第2位にこれまでに三重県内の養鰻業者に種苗供給をしたことがある法人、第3位に漁獲実績がある法人、第4位に当該漁業の経験がある法人の順に許可を行うこととしたいと思えます。

諮問内容は以上です。表現等については今後軽微な修正が入る場合がございますが、その取扱いについては当課に一任いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、1－9ページ以降にうなぎ稚魚漁業に関する取扱方針の全文案を添付していません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○掛橋委員

1-13 ページに「県内で3,195人」と書いてあるのですが、アバウトで良いから例えば鳥羽磯部は何人、三重外湾は何人とかそういうことは分かりますか。

○水産資源管理課（田代技師）

各漁協の過去3年間の従事者の平均値を各漁協の上限として割り振っており、それをすべて合算した人数がこの3,195人ということになります。

○掛橋委員

例えば三重外湾漁協の申請者が多くて、別の漁協では申請する方が少なかった場合、それを三重外湾にまわしてもらえとか、そのようなことは出来るのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

はい。漁業者間での調整は出来るようにしています。

○掛橋委員

申し込みの多かった所に少ない漁協からまわしていただけることは、可能なのですね。

○水産資源管理課（田代技師）

はい。

○掛橋委員

アバウトで良いから、共同漁業権の番号毎の申請人数というのか、上限というのかそのような人数を教えてくださいなのですが。

○水産資源管理課（田代技師）

手元に上限の数自体はあるのですが、実際どれくらいの人数の申請がありそうかとの資料はありません。

○掛橋委員

県内での数字が書いてあったもので、内訳がどんなのかと思い質問させていただきました。

○水産資源管理課（田代技師）

大まかには海面で1,500人から1,600人位、内水面で1,600人位の半々に分かれているような感じです。

○掛橋委員

わかりました。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「区画漁業（くろまぐろ・真珠・真珠母貝）に係る三重海区漁場計画の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2の2-1ページをご覧ください。

このことについて、令和5年8月7日付け、農林水第24-4137号で三重県知事から諮問書が提出されております。

区画漁業であるまぐろ養殖業に係る内容を一部変更するとともに、令和6年3月31日をもって存続期間が満了する区画漁業権（真珠養殖業・真珠母貝養殖業）に係る内容を追加するため、漁業法第64条第8項で準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

この区画漁業の内容の一部変更及び追加については、本日の午前10時から10時30分まで、この会場において公聴会を開催しましたところ公述人はなく、文書による意見の提出が1件ありました。

当委員会の意見について、ご審議をお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明にありましたように、公聴会で意見や異議は出ておりませんが、海区漁場計画の変更についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

よろしいですね。

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、協議事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について」を協議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

議長、協議事項の前に関連項目である報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」とあわせて説明をさせていただいて、よろしいでしょうか。

○小川会長

どうぞ。

○事務局（増田主幹）

それでは、資料3の協議事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について」と資料5の報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」を合わせて説明させていただきます。

資料3は令和6年度の要望を協議していただくものであり、資料5は7月11日に小川会長に参加していただいた令和5年度の政府への要望活動の結果です。

要望できる事項については、資料3の3-3ページの「要望事項とりまとめの留意点について」にあるとおり、漁業調整や資源管理上の問題など、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいものであることとされています。3-4ページから3-6ページをご覧ください。各ページの右側に令和5年度要望、左側に令和6年度要望案を記載してあります。

令和5年度の政府要望提案として当海区からは4つの提案を行い、うちヤスの考え方の見直しに関するものを東日本ブロック会議にて取り下げたため、3つの提案が政府要望に盛り込まれました。3-4ページの右側をご覧ください。太平洋クロマグロの資源管理については、漁獲上限の増枠と来遊状況に応じた沿岸漁業への柔軟な配分をお願いしていました。3-5ページの右側をご覧ください。沿岸カツオ資源については、関係した国際会議である中西部太平洋まぐろ類委員会等国際会議を通じて、適切な資源管理措置の導入を働きかけ、沿岸カツオ資源の来遊量を増やすことを要望していました。3-6ページの右側をご覧ください。沿岸サンマ資源については、北太平洋域のサンマ資源の科学的評価を行い、国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について関係国と協議し、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすことを要望していました。

これらの要望に対する結果について、資料5の5-7ページをご覧ください。太平洋クロマグロの資源管理については、「クロマグロ資源の適正利用」として取りまとめて要望され、水産庁から大型魚の漁獲枠の15%増等を踏まえ、水産政策審議会でも取りまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っており、将来、増枠が実現した際にも漁業の実態や関係者の意見を踏まえながら、配分方法を

検討してまいりたいと回答がありました。

また、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる 2024 年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたいとのことです。

5－15 ページをご覧ください。沿岸カツオ資源については「カツオ資源の適正利用」として取りまとめて要望され、水産庁からは、我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については水産庁も共有しているとの回答がありました。

沿岸サンマ資源については、「公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用」として取りまとめて要望され、水産庁からは、サンマの国際的な資源管理の推進としては、令和 5 年 3 月に関係した国際会議である北太平洋漁業委員会で、2023 年及び 2024 年の措置として、公海における漁獲可能量 (TAC) を 19 万 8 千トンから 15 万トンに削減し、国別漁獲上限についても 2018 年の実績から 55%削減するなどの措置が合意されたところであるとの回答がありました。

以上の令和 5 年度要望に対する回答を踏まえ、令和 6 年度要望については、太平洋クロマグロに関しては令和 5 年度要望から進展があるものの、さらなる進展が望まれます。カツオに関しては、令和 5 年度要望から大きな進展が見られず、資源量も回復していません。サンマに関しては進展が見られるものの、資源量は回復していません。

このため、資料 3 の 3－4 ページから 3－6 ページ左側のとおり「要望に至った経緯」のみ時点修正し、「要望内容」については、令和 5 年度と同内容とした、3 つの要望を提案してはいかがかと考えています。

なお、令和 6 年度の当海区からの要望については、3－1 ページにありますように 11 月 9 日と 10 日に静岡県で開催されます東日本ブロック会議での審議事項となり、小川会長にご出席いただく予定です。

説明は以上です。ご協議をよろしく申し上げます

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見を申し上げます。

○掛橋委員

昨年度のさんま漁獲量の実績はわかりますか。

○事務局（林事務局長）

三重県では残念ながら 1 トン未満と聞いています。

○掛橋委員

全国的にはどうですか。

○事務局（林事務局長）

申し訳ありません。全国的なものは持ち合わせておりません。

○掛橋委員

はい、ありがとう。

○小川会長

ほかに提案、意見はありませんか。

それでは、事務局から提案のありました事項について、東日本ブロック会議に提案することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、事務局案を議題として提案することとします。

続きまして、協議事項2「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

まず、申し訳ありませんが、資料4について、本日配布した資料との差し替えをお願いしたいと思います。事前にお送りした資料の4-2ページの運営規程が古いものでした。新しい規程と入れ替えた資料を一式作成しましたのでお手数をおかけしますが差し替えをお願いいたします。

それでは協議事項についてご説明します。4-1ページにありますように、和歌山海区漁業調整委員会から和歌山・三重連合海区漁業調整委員会を10月12日（木）に新宮市において、対面で開催する旨の通知がありました。同連合海区はさんま漁業の協定に関するもので、これまで、毎年1回三重と和歌山海区が交互に開催をしてきましたが、令和元年に三重で開催してから、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期されてきました。

同連合海区の委員であられる、小川会長、掛橋委員、濱田委員、濱中委員、大倉委員におかれましては、後程、出席の可否や交通手段についてお伺いをさせていただきます。

4-3ページをご覧ください。漁業法改正を受け、和歌山海区から協定書の語句の改正について提案がありました。流網漁業の表記を改正すること、「操業期間」を「漁業時期」に改正すること、及び「制限及び条件」を「条件」に改正することの3点です。

4-4ページをご覧ください。和歌山・三重両県さんま漁業協定書です。改正の提案があったところに二重線を引いております。

ご協議について、よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。よろしいですか。

それでは和歌山海区から提案のありました事項について、改正に異議がないとしてよろしいでしょうか。

○委員
(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、改正案に異議がない旨、連合海区漁業調整委員会で決議したいと思います。

続きまして、報告事項2「定置漁業、区画漁業（藻類養殖業及び貝類養殖業）及び共同漁業の免許について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。

委員の皆さまにはこれまで免許切替えのための現地ヒアリングや委員会での審議などを行ってまいりました。このたび、6-1ページにありますように令和5年8月18日付け農林水第24-4130号で農林水産部長から定置漁業、区画漁業（藻類養殖業及び貝類養殖業）及び共同漁業について免許したとの通知がありました。

6-2ページ以降が免許の内容となっています。

事務局からは以上です。水産資源管理課から何か補足はあるでしょうか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

県内の漁業権の切替えはまだ全て終わったわけではありませんが、定置、区画、共同漁業の697件について、8月18日付けで免許状などを交付し、9月1日から新しい免許に切り替わりました。委員の皆様には冬場の寒い時に朝から夕方まで、県と一緒にヒアリングに同行していただいたり、漁業調整等にご尽力していただき大変ありがとうございました。

今後、魚類養殖とくろまぐろ養殖が1月1日からの免許となり、真珠養殖についてはこれから公示して255件位になると思われまます。真珠の免許を4月1日に出すまで頑張っていくますのでよろしくをお願いします。

○小川会長

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見をお願いします。

○掛橋委員

定置網には漁業時期が周年や10月から、11月からなどがあります。それは各地区の諸般の事情とか台風時期、漁模様、またいろんな事情があい重なってあえてそうしているだけで、実際は周年できるわけなんですかね。免許は周年ですが特定の事情や台風時期など、わざと操業しないということでしょうか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

免許で区切られているところと、そうではないところがあります。免許のなかで周年ではない定置網もございませす。地元漁協や地元の色々な調整のなかで決まっている部分が多

いのかと思います。

○掛橋委員

地元との話し合いは、例えばこういう時期には漁があるからとか、そういう平等な協議をするのですね。

○永富委員

隣の定置とかとも話し合う必要があると思います。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そうですね。隣の定置との関係であるとか、そういったものもあるでしょうし、その地区内の他の沿岸漁業との調整とか、そういったこれまでの積み重ねられた調整のなかで、この漁業の時期は決まっていると思います。漁業権の免許で周年ではない定置網もありますし、漁業権のなかでは周年になっているのですが、取り決めてこの時期は網を揚げるといった地区もあるかと思っています。

○掛橋委員

ありがとうございました。良くわかりました。

○小川会長

周年の免許はそれぞれの地区の問題があって、例えば半年で操業を切り上げる実例はあるってことですね。それについては、関係する両方の話のなかで解決すれば良いという話ですね。

○永富委員

小型定置とかつぼ網について、免許は漁協が持っていて、今までずっとつぼ網や小型定置を操業していたところが、急に漁業許可を取りたいという話を聞きました。免許を取得した漁協に権利があると考えますが、免許か許可は地区の事情によって決めたら良いわけですか。つぼ網は定置です。漁協で免許を取って昔からそれを組合員に行使させています。そこら辺の詳しいことはどうでしょう。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

つぼ網、小型定置網は基本的には第2種共同漁業権として、漁業協同組合に免許しています。そのなかで行使規則を決めて、それに基づいて組合員が行使する形ですので、基本的にはその行使は漁協が指導力を発揮していただくこととなります。ただ、漁業権に小型定置やつぼ網がない場合には、漁業許可を取得する必要があります。

基本的には漁業権のなかで、第2種共同漁業権のなかでやっていただくのだとは思いますが、そういうイレギュラーな場合もあるのかなと思います。

○田邊委員

和具の場合ですと、つぼ網は基本漁協が管理しており、管理委員会でルールを決めてつぼ網を行使させています。

○小川会長

個人的に免許を与えるわけではなく、漁協に免許を与えたので、個人的な権利はそれほど強くなく、漁協全体のなかで問題を解決してください、ということでしょうね。

他にご意見はございませんか。特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「次回委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会日程の前に本日お配りしました資料、「令和5年度真珠関係漁場調査の実施要領について」をご覧ください。ご参加いただく委員の皆様にはご足労願うこととなりますが、このような予定で調査が行われますのでよろしくをお願いします。なお、誠に申し訳ございませんが、9月26日にご参加いただく濱田委員のお名前が、調査員の欄に表示されておられませんので、追記をお願いいたします。

次回委員会

10月17日（火） 午前10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室
議題（案）

- ・三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について

○小川会長

ありがとうございました。これをもちまして委員会を閉会いたします。